

・・・当法人の通報・相談窓口にお問い合わせの方へ・・・

**※通報・相談の手続きに入る前に、もう一度その内容をご確認の上取り進められるようお願い申し上げます。**

※当法人では「通報・相談窓口の取扱い範囲」に限りがありますので、次の事項については別の窓口を紹介させていただく場合もございますので、ご留意下さい。

①国・地方公共団体、学校等教育機関(部活動含む)、企業、関連団体その他当法人以外の組織・団体内部の事項や係争中の事項について

⇒参考までに小学校・中学校・高等学校の部活動中における監督(顧問)または外部指導者が通報・相談の対象者となり得るケースでは、その対象者(教職員)の任免その他の人事に関する場合は都道府県または市町村教育委員会の管轄となるため、その対象者に対して事実確認や処分などを求める場合には当該教育委員会窓口へ直接、通報・相談することが被害者を救うための早期解決につながります。  
また、大学・私立学校の教育に関する事務を管理・執行については、都道府県知事・市町村長の職務権限となっていることから当該都道府県・市町村の窓口へ通報・相談となります。

②一般的な意見照会事項

⇒一般的な意見照会事項については、公益財団法人日本ソフトボール協会事務局までお問い合わせください。